

今週の専門用語

一般対応の必要経費

所得税法37条1項規定の事業所得に係る必要経費のうち、総収入金額と紐付きとなる売上原価とは異なり、特定の収入との対応関係を明らかにすることができない販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用のこと。特集の原審判決は、所得税法上の一般対応の必要経費に算入できないものは、消費税法上の課税仕入に該当しないとしたが、控訴審判決では、弁護士会役員として支出した懇親会費の必要経費算入が認められると共に、課税仕入に該当する旨も判断された。

全部取得条項付種類株式

会社がその全部を取得できる種類株式。まず株主総会の特別決議により定款を変更し、全株式に全部取得条項を付す。その後、やはり特別決議により当該条項を発動させ、会社は全株主から株式を取得、対価として新株を発行するが、新株の発行比率を極端な率とすることで少数株主には1株未満の端株が交付される。この端株に対して現金を交付することで、少数株主を排除する。この場合、少数株主には譲渡益課税、みなし配当課税（買取請求（会社法116条①二）を行った場合）が行われる。

職業的懐疑心

職業的懐疑心とは、①監査人が財務諸表における重要な虚偽の表示の可能性に常に注意すること、②記録や証憑書類または経営者の陳述や説明が入手した他の監査証拠と矛盾していないか批判的に評価すること、③それらの信憑性に疑念を抱かせることになる他の監査証拠にも注意を払うことをいう（監査基準委員会報告書第24号（中間報告）「監査報告」第10項）。監査人は、監査の全過程を通して職業的懐疑心を保持することにより、疑わしい状況を見落とすなどの可能性を軽減させることができる。

編集室

◆最近、スーパーで食料品や日用品を買う機会が多い。その際、どうしても気になってしまうのが安全性と値段だ。その日のレシピとコストパフォーマンスが頭を過ぎる。◆2014年4月に8%、2015年10月に10%へと消費税率が引上げられる予定。食料品等への軽減税率の適用の有無に注目したい。◆コストパフォーマンスという言葉が、全国国税局長会議の長官訓示にも登場している。通則法改正による事務量増加を踏まえ、これまで以上にコストパフォーマンスを意識した調査事務の実施に努めるというものだ。◆コストパフォーマンスの追及に弊害が伴うことのないよう期待したい。（TN）

週刊T&A master 第469号
2012年10月1日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp